

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	霊園の使用の制限等(2)	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例（以下「条例」）第10条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
<p>処 分 基 準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない</p> <p>1. 同条例施行規則第6条に規定する設置基準に従わないとき。 （同条例施行規則6条抜粋） 第6条 使用者は、墓地を使用しようとするときは、区画を明らかにするため、囲障を設置しなければならない。ただし、芝生墓地については、囲障を設置してはならない。 2 墓碑その他の施設は、次の基準に従わなければならない。 (1) 墓碑及びこれに類するものの高さは、盛土から2メートル以内とすること。ただし、芝生墓地については、地面から0.8メートル以内とすること。 (2) 盛土の高さは0.6メートル以内とすること。 (3) 区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔を置いて、高さ1メートル以内の囲障を設置すること。 (4) 墓地の囲障の上部には、囲障以外のものを設置しないこと。 (5) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種であって、隣地又は通路に支障を及ぼさないものであること。 (6) 碑石、形像類の高さは、盛土から3メートル以内とすること。</p> <p>2. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>3. 市長が維持管理上必要だと認めるとき。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 聴 聞 ・ 弁 明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	
	<p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	